

## 実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
	II	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
担当部局・課	主管部局・課	医政局総務課
	関係部局・課	医政局国立病院課、医薬食品局安全対策課

## 1. 施策目標に関する実績の状況

## 実績目標1 医療事故防止に関する医療機関等の自主的な取組を支援すること

(実績目標を達成するための手段の概要)

- 医療安全対策に関する総合的かつ具体的な検討を目的として、幅広い分野の有識者から構成された医療安全対策検討会議を開催している。
  - 医療機関等における医療安全対策の推進を目的として、医療安全対策ネットワーク整備事業（ヒヤリ・ハット事例収集等事業）、「医療安全推進週間」における患者安全確保事業（PSA）や医療安全に関するワークショップ、シンポジウム等を実施している。
- さらに、ヒヤリ・ハット事例収集等事業については、協力機関を全国規模に拡大するなど、情報収集の充実を図るものとする。

(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
1 医療機関の安全管理体制の確保率 (%)	—	—	—	—	—
2 医療安全対策ネットワーク整備事業によるヒヤリ・ハット事例収集件数 (件)	—	—	15,063	30,144	56,788
3 医療安全に関するワークショップの受講者数 (人)	—	—	—	3,962	3,131

## (備考)

医政局総務課医療安全推進室調べによる。

1については、平成14年10月からすべての病院及び有床診療所に対して安全管理体制の整備が義務付けられている。

2については、平成13年10月から事業を開始したものであり、平成13年度は平成13年10月～平成14年3月までの統計、平成14年度以降については各病院から報告が行われる時期の関係から平成14年度は平成14年4月～12月まで、平成15年度は平成15年1月～12月までの統計となる（平成15年度以降も1月～

1 2月の統計となる予定)。

3については、平成14年度から事業を開始した。

## 2. 評価

### (1) 現状分析

#### 現状分析

近年、社会問題化している医療事故の防止を図ることは、医療政策上、最も重要な課題の1つであり、医療提供の現場である医療機関等における自主的な取組を積極的に支援していくことが不可欠である。

### (2) 評価結果

#### 政策手段の有効性の評価

医療事故防止のためには、医療関係者の意識向上、医療機関等の組織的な取組等が不可欠であるが、当該施策により、医療従事者の資質向上、医療安全に関する取組方法等の普及啓発などが図られるため、有効である。

#### 政策手段の効率性の評価

医療安全の推進を図る上では、医療関係者や医療機関等が自主的に組織的取組を行うことが必要であることから、管理者及び安全管理担当者を対象とする医療安全の研修や厚生科学研究発表会等の開催、各種検討会議資料の配付などによりこれを支援し、効率的に医療安全の確保を図ることとしている。

#### 総合的な評価

医療安全の推進については、医療安全対策検討会議等の定期的開催により、現状の問題点や医療現場、各種学会及び国民の関心度など、施策を進める上で必要な情報の共有を図り、またヒヤリ・ハット事例を豊富に収集（調査期間の長さの違いを考慮したとしても、平成15年度には、平成14年度を大きく上回る件数の事例収集を行った。）することにより医療事故防止のための有効な改善策を検討するなど、安全対策の確立に向けて前進しているところである。

また、全病院に義務付けられている安全管理体制の整備に加え、平成15年4月からは、特定機能病院に対し、①安全管理者（特定機能病院は専任）の配置、②安全管理部門の設置、③患者相談窓口の整備、といった安全管理体制整備の義務付けが行われた。

さらに、医療に関する公的な相談窓口として都道府県等に設置を進めている「医療安全支援センター」については、全都道府県において設置が完了しており、かつ、相談職員に対する専門的な研修を実施することにより、質の高い相談業務が実施されている。以上のことから、現在行っている様々な施策により、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

評価結果分類	分析分類
③	②

## 3. 特記事項

### ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

幅広い分野の有識者からなる「医療安全対策検討会議」（座長：森亘日本医学会会長）において、今後の医療安全対策の方向性と緊急に取り組むべき課題について、

「医療安全推進総合対策」(平成14年4月)が取りまとめられている。

## ②各種政府決定との関係及び遵守状況

- ・ 「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)において、『医療事故防止対策について、行政改革推進本部規制改革委員会の「規制改革についての見解」を踏まえ、医療機関内の安全管理に関するインフラ整備、医療の安全確保に関する社会的なインフラ整備、医療専門職の養成過程の見直し等を含め、有効な対策の在り方について診療報酬上の対応の必要性を含め検討し、医療事故防止システムの確立に向けて総合的な施策を講じることとされている。
- ・ 「医療制度改革大綱」(平成13年11月29日政府・与党社会保障改革協議会)において、(2) 医療提供体制の改革の観点から、「国民の医療に対する安心と信頼を確保することとされている。

## ③総務省による行政評価・監視等の状況

医療機関における医療事故防止対策の推進、医療事故事例を収集・分析等する仕組みの導入等を内容とする「医療事故防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成16年3月12日)が行われている。

## ④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

平成14年通常国会において成立した「健康保険法の一部を改正する法律」附則第6条第1号において、「医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備」について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

## ⑤会計検査院による指摘

なし。